

滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の概要

現状 〇 分布状況 分布状況 る。 〇 被害状況 〇 捕獲状況 農作物被害の推移 主に農業共済に基づく数値←

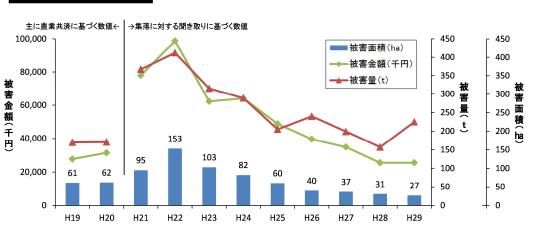
・琵琶湖をとりまく山地全体にほぼ切れ目なく群れ が分布。

〇 生息状況

- ・県内に生息する群れ数は126群と推定。第3次特定 計画の125群から1群増加(新規確認11、未検出9、 消滅1)。
- ・総推定生息数は約5,310頭。第3次特定計画の7,778 頭から大幅に減少。
- ・生息数が減少している一方、県全体の加害レベルは 増加しており、サルによる被害の拡大が懸念され

・平成29年度のサルによる農業被害額は25,520千 円。平成 22 年度以降減少傾向。被害を受けている 作物は、水稲と野菜が大半。また、家屋侵入や破損 など生活環境被害も発生。

直近3年間の捕獲数は1,647頭(H27~29年度)。



第 3 次特定計画 において個体数 調整の実施を推 進し、17群れで 実施。

〇 被害対策状況

・侵入防止柵の設 置や集落ぐるみ による被害対策 の実施が進んだ

計画期間

平成31年(2019年)4月1日~

平成36年(2024年)3月31日まで

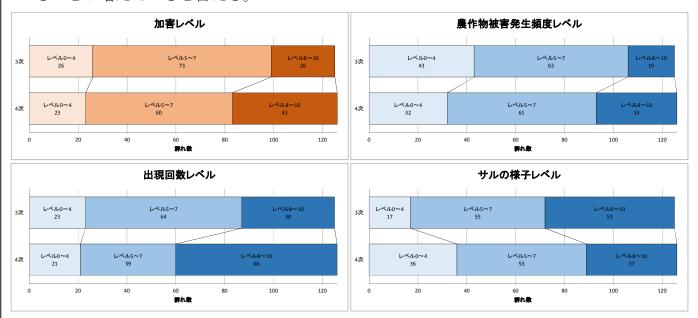
計画の実施区域

県全域

第3次計画の評価

生息状況

- ・ 今回の調査では、第3次特定計画から推定生息数は大幅に減少し、5,310頭と推定された。 これは総合的な防除対策の実施により農作物被害が減少したこと、第3次計画において推進 した個体数調整による捕獲の効果と考えられる。
- ・ 一方で、加害レベルは第3次特定計画から増加した(平均加害レベル6.0→6.2)。現状の捕獲対策が被害の低減と加害レベルの低減に直結していないとも考えられる。
- ・ 特に出現回数のレベルの増加が著しいことから、サルの群れが農地や人の居住地域へ出没することが増えていると言える。



- ※「加害レベル」は、「出現回数レベル」・「被害発生頻度レベル」・「サルの様子レベル」の3つの指標を平均して算出する。
- ※ レベルの数字が大きい程、被害等の程度が高いことを意味する。
- ※ レベル 0~4 には未検出群れ数を含む。

被害対策の状況

- ・ 農業被害は減少傾向にあり、被害額は平成22年度の約4分の1にまで減少した。総合的な 防除対策が実施されたこと、「集落環境点検」が各地域で着実に進められていることが要因 であると考えられる。
- ・ 県内の群れの中で 42 群において加害レベルが減少した一方で、40 群で加害レベルの増加が 認められた。生活環境被害等が発生している地域もある。

個体数管理の状況

- ・ 第3次特定計画において個体数調整の推進に取り組み、17群れで個体数調整が実施された。
- ・ 個体数調整が実施されることも多くはなったが、加害レベルの高い群れが集中する地域も見られる。また個体数調整より、有害鳥獣捕獲による対応が主となっている市町も多い。



加害個体を見極めた捕獲や加害レベルの高い群れの計画的な個体数管理(個体数調整)を強化する。また、効果的な被害防除対策を組み合わせて取り組む。

管理の目標

◇ 長期的目標

- ・農作物や生活環境への被害を減少させ、人とサルの軋轢を緩和する。
- ・県内の地域個体群を保全する。

計画のポイント

- サルは農作物被害や生活環境被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが可能な動物である。そのため、生息状況や被害状況等に応じて対策を正しく選択するとともに、個体群管理(分布、個体数管理)、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施することによって、被害を軽減させる。
- 地域ぐるみによる総合的対策を実施しても、なお被害を軽減することが困難な群れについては、地域個体群の保全に配慮しながら、適切な捕獲を実施し効果的に被害を減少させる。 併せて、生息環境の保全および整備によって、各群れの行動域を集落や農地からできるだけ遠ざける。
- 集落依存度の高い群れの加害レベルを低下させる。(国の目標:加害群の数の半減(H35))

個体群管理

① 個体数管理

引き続き個体数調整を推進し、適切な捕獲を速やかに実施できるようにするとともに、個体数調整を実施した群れにおいて適切な被害の軽減が図れるよう取り組む。

◇ 部分捕獲に係る捕獲上限の見直し

第3次特定計画:

捕獲実施前の群れの頭数の 50%まで、または 70 頭程度に減少させることが可能とする



第4次特定計画:

捕獲実施前の群れの頭数の 50%まで、または <u>40 頭程度 (オトナメス 10 頭以上)</u>に減少させることが可能とする

捕獲オプション		対象	目的	捕獲可能数	捕獲時期	実施手続き
有害鳥獣捕獲 (選択捕獲)		被害の発生するす べての群れ	農作物または生活 環境に係る被害防 止のため緊急避難	捕獲前の群れの個体数の <u>10%</u> (年間)まで捕獲可能。	被害発生毎	市町が許可
個体数調整	部分捕獲	加害レベル7以上の 群れ		捕獲実施前の群れの頭数の 50%まで、または40 <u>頭程度(オトナメス10頭以上)</u> に減少させる ことが可能。	被害時期に 関わらず、許 可期間を通し て可能	県が許可
	全体捕獲 (群れ捕獲)	出現回数のレベル が10かつ加害レベ ルが9以上	対策を行っても被害 が低減しない群れの 加害群の除去	群れ全体の捕獲が可能。		

◇ 手続きの簡素化(簡易手続きの拡充)

加害レベル7以上の群れについて、群れ頭数の40頭(オトナメス10頭以上)程度を残す部分捕獲をする場合、検討会の開催を省略し速やかに捕獲を実施できるようにする。

② 分布管理

- ◇ 保全上配慮する群れを選定するなど、県内の地域個体群が将来にわたり安定的に存続できるように、群れ分布の連続性に留意する。
- ◇ 管理については、遺伝的多様性の確保についても配慮する。
- ◇ ユニット管理を導入し、ユニット内のサルの分布状況を考慮した計画的な管理を進める。
 - ・行政施策は行政単位で実施することが多いことから便宜的に行政区単位でユニットを 区切る。
 - ・被害を効率的かつ効果的に低減させるため、加害レベルや個体数等に応じてユニット 内に分布する群れの対策の優先順位付けをするなど計画的な管理を進めていく。
 - ・県は管理ユニットにおいて連絡会を開催し、被害等の実態把握と情報共有を推進し、 適切な地域実施計画になるよう配慮する。



高島ユニット 高島市

湖北ユニット長浜市・米原市

中部ユニット

彦根市・多賀町・甲良町・愛荘町・豊郷町 東近江市・日野町・近江八幡市・竜王町

甲賀ユニット

甲賀市·湖南市

南部ユニット

大津市・草津市・守山市 栗東市・野洲市

※ 赤点線囲みについて遺伝的系統のまとまりが あることから、遺伝的多様性の確保について 特に配慮する。

計画のポイント

被害防除対策

里の餌場価値を下げる。

- ・地域ぐるみによる総合的対策に取り組む。
- ・地域住民が中心となり行政と連携し集落環境点検を行い、サルが出没する原因を排除 し、あわせて出没しにくい環境づくりを行う。

生息環境管理

森の餌場価値を上げる。

- ・広葉樹林はサルの生息に必要な果実や葉等を豊富に供給することから、緩衝地帯の 設置等に係る整備を行う場合を除き、可能な限り減少させないようにする。
- ・針葉樹林は適切な間伐を推進するとともに、針広混交林への誘導など、サルのエサ が多い多様な自然植生の保全・整備に努める。

加害レベル算出における各指標について

◆ 出現回数のレベル

出現回数は、農地や人間の居住地域への群れの1日当たりの出現回数をもとに、10段階に区分して表す。

 1 2ヶ月に1回未満
 6 7日に1回以上

 2 2ヶ月に1回以上
 7 5日に1回以上

 3 1ヶ月に1回以上
 8 3日に1回以上

 4 20日に1回以上
 9 2日に1回以上

 5 10日に1回以上
 10 1日に1回以上

◆ 被害発生頻度のレベル

被害発生頻度は、群れによる農作物被害の1日当たりの発生回数をもとに、10段階に区分して表す。

 1 6ヶ月に1回未満
 6 12日に1回以上

 2 6ヶ月に1回以上
 7 7日に1回以上

 3 3ヶ月に1回以上
 8 4日に1回以上

 4 50日に1回以上
 9 2日に1回以上

 5 20日に1回以上
 10 1日に1回以上

◆ サルの様子レベル

- 1 サルはいるが山からは出てこなかった場合 6 男性を見た時だけ逃げた場合
- 2 一部のサルだけが山から出てくる場合3 人の姿が見えたらすぐに逃げ出した場合4 人が近づいた時だけ逃げ出した場合9 家の中にまで入ってきた場合
- 5 民家周辺まで近づいた場合

10 人身被害があった場合

◆ 加害レベル

出現回数のレベル、被害発生頻度のレベル、サルの様子の3つの指標を平均して算出する。